

(答弁書第九十五号) 昭和二十一年十月二十七日配付

内閣参甲第一〇五号

昭和二十一年十月二十四日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出貿易開港場等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出貿易開港場等に關する質問に対する答弁書

一、敗戦困窮の祖國日本を救うための政策の一として、外國貿易を伸張させることは緊急の問題である。

一部民間貿易の許された現状にも顧み、政府としては、その政策の一環として、近く開港場を増加し、これを伸張し、貿易收入の増加に資したいと考えて居る。なお、觀光のための開港といふことについては、貿易の面と併せて諸般の状況を考慮し、觀光收入をも挙げるという方向に進むべきものと考えている。なお、廣島は近く開港に指定したいと考えである。

二、現下の國民生活は惡性インフレ其他諸因によつて最も容易ならぬものがあり、この現状を速かに打開し國民生活の安定を図ることは政府當面の緊急重要な問題であつて之に対應する施策を着々実施中である。

併乍ら御趣旨の如く國際賭博場を開設して賭博を公然と認めるにつれては、現下の國情においては國家救済の手段として尙他に健全適切なる方策を考究実施さるべきであつて國際賭博場開設は未だそ

の時機にあらずと思料する。

三、物品税は、最終の消費者を担税者とする消費税たるの性質からすれば物品の消費に最も近接する小賣段階において課税するを理想とするのであるが、現在の課税物品は、頗る廣範囲に亘り小賣段階において課税するときは、納稅義務者の数が著しく増加するため、取締が困難であるのみでなく脱税の弊に堪えないので、納稅義務者が少なく取締を十分に徹底することのできる生産者段階において課税している次第である。従つて、徵稅の確実且つ簡易な現行の制度を、今直ちに、小賣段階において課税に変更する考えはない。なお、物品税は、奢侈品乃至不急と認められる物品を課税対象としているのであって農器具に対しても課税していない。